

死亡保険金受取人の死亡保険金請求権と破産財団**【文 献 種 別】** 判決／最高裁判所第一小法廷**【裁判年月日】** 平成 28 年 4 月 28 日**【事 件 番 号】** 平成 27 年（受）第 330 号**【事 件 名】** 債務不存在確認等請求本訴、不当利得返還請求反訴事件**【裁 判 結 果】** 上告棄却**【参 照 法 令】** 破産法 34 条 2 項**【掲 載 誌】** 民集 70 巻 4 号 1099 頁、裁時 1651 号 1 頁、判タ 1426 号 32 頁、金判 1492 号 16 頁
LEX/DB 文献番号 25447923**事実の概要**

Y₁（被告・控訴人・上告人）及びその妻 A の長男である B は、平成 16 年に被共済者を B・死亡共済金を 400 万円とする本件生命共済契約を締結し、平成 23 年に被保険者を B・死亡保険金を 2,000 万円とする本件生命保険契約を締結していた。当該契約によれば、死亡共済金の受取人は Y₁ 及び A、死亡保険金の受取人は Y₁ となっていた。

Y₁ 及び A は平成 24 年 3 月 7 日に破産手続開始の申立てをした。裁判所は同月 14 日に破産手続開始決定をし、X₁（原告・被控訴人・被上告人）を破産管財人に選任した（Y₁ の破産管財人として X₁、A の破産管財人として X₂）。

平成 24 年 4 月 25 日、B が死亡した。Y₁ は、同年 5 月上旬、死亡共済金及び死亡保険金の各請求手続をして合計 2,400 万円を受け取り、このうち 1,000 万円（以下、「本件金員」という。）を費消し、同年 9 月、残金 1,400 万円を X₁ の預り金口座に振込送金した。なお、本件金員のうち 800 万円は、同年 6 月から Y₁ の代理人となった弁護士である Y₂ の助言に基づいて費消されたものであった。

本件本訴は、X₁ が、上記死亡共済金及び上記死亡保険金の各請求権（以下、「本件保険金等請求権」という。）が Y₁ または A の各破産財団（以下、「本件各破産財団」という。）に属するにもかかわらず、Y₁ が本件金員を費消したことは、Y₁ において本件金員を法律上の原因なくして利得するものであり、また、Y₂ には Y₁ が本件金員を費消したことにつき弁護士としての注意義務があると主張して、Y₁ に対しては不当利得返還請求権に基づき、Y₂ に対しては不法行為による損害賠償請求権に基づき、X₁ において 800 万円及び遅延損害金等

の連帯支払を、また、X₂ において 200 万円及び遅延損害金等の連帯支払を求めるものである。

本件反訴は、Y₁ が、本件保険金等請求権が Y₁ の破産財団に属しないにもかかわらず、X₁ が法律上の原因なくその一部である 1,400 万円を利得していると主張して、X₁ に対し、不当利得返還請求権に基づき、1,400 万円及び遅延損害金の支払を求めるものである。

原審（東京高判平 26・11・11 金判 1492 号 22 頁）は、本件保険金等請求権は、破産法 34 条 2 項にいう「破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権」に該当するものとして本件各破産財団に属することになるから、Y₁ が本件金員を費消したことは、Y₁ において本件金員を法律上の原因なくして利得するものであり、また、Y₁ が本件金員のうち 800 万円を費消したことについて、Y₂ に弁護士としての注意義務違反が認められるとして、X₁ の本訴請求のうち Y₁ に対する請求を認容するとともに Y₂ に対する請求を一部認容し、Y₁ の反訴請求を棄却すべきものとした。これに対し、Y₁・Y₂ が上告受理申立て。

判決の要旨

上告棄却。

「第三者のためにする生命保険契約の死亡保険金受取人は、当該契約の成立により、当該契約で定める期間内に被保険者が死亡することを停止条件とする死亡保険金請求権を取得するものと解されるところ（略）、この請求権は、被保険者の死亡前であっても、上記死亡保険金受取人において処分したり、その一般債権者において差押えをし

たりすることが可能であると解され、一定の財産的価値を有することは否定できないものである。したがって、破産手続開始前に成立した第三者のためにする生命保険契約に基づき破産者である死亡保険金受取人が有する死亡保険金請求権は、破産法 34 条 2 項にいう『破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権』に該当するものとして、上記死亡保険金受取人の破産財団に属すると解するのが相当である。」

判例の解説

一 本判決の意義と問題の所在

本判決は、生命保険契約ないし生命共済契約の被保険者・被共済者が、保険金・共済金の受取人について破産手続開始決定がなされた後に死亡した場合、死亡保険金請求権・死亡共済金請求権は破産者たる受取人の破産財団に属するのかが争われた事案であり、最高裁がこれらを破 34 条 2 項に該当する請求権として破産財団に属すると明確に判示した点に重要な意義を有する。なお、本件では保険金請求権ないし共済金請求権双方の破産財団構成の可否が問題となっているが、保険金も共済金もその取扱いを異にするわけではなく、本件判旨においても保険金請求権についてのみ採り上げられていることから、以下においては、保険金請求権を対象に考察することとする。

破産財団は、破産手続開始決定の時ににおいて有する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）によって構成され（破 34 条 1 項）、破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権も破産財団に含まれると規定されている（同条 2 項）。本件では、破産者に破産手続が開始された後に保険事故が発生し、破産者が被保険者の死亡保険金の受取人となったため、当該死亡保険金及びその請求権が破 34 条 2 項に基づいて破産者の破産財団に属するのか、あるいは新規財産（自由財産）に属するのかが問題となった。

二 保険事故発生前の保険金受取人の法的地位

一般的な生命保険における保険事故とは、被保険者の保険期間中の死亡や高度障害該当、あるいは被保険者の保険期間満了時の生存であり、被保

険者についてそのいずれかが発生した時点で保険契約は消滅し、保険金受取人が保険金請求権を取得する¹⁾。そして、保険事故の発生によって保険金受取人は保険金請求権を自己の固有の権利として取得すると解するのが判例・通説の立場である²⁾。

一方、保険事故発生前の保険金受取人の法的地位についてはその権利性が問題とされるが、保険事故発生前の保険金受取人に権利性を認めるのが通説である³⁾。受取人指定変更権留保付の場合の保険金受取人は、当然には権利を有せず単なる希望を有するに過ぎないとする見解も存在するが、保険金受取人は指定と同時に当然に権利を有し、保険金請求権の取得は保険契約者からの承継取得ではなく、自己固有の権利として原始的に取得すると解するのが通説の見解である⁴⁾。したがって、保険事故発生前の保険金請求権であっても、保険金受取人による譲渡等の処分や、保険金受取人の債権者による差押えが可能となる。

三 保険事故発生前の保険金請求権の法的性質

保険事故発生前の保険金請求権の法的性質に言及する裁判例は多数あるが、主として以下の裁判例が挙げられる。まず、最判昭 40・2・2（民集 19 卷 1 卷 1 号）は、養老保険契約に基づく保険金受取人の保険金請求権について、「保険金受取人としてその請求権発生当時の相続人たるべき個人を特に指定した場合には、右請求権は、保険契約の効力発生と同時に右相続人の固有財産とな」とし、最判昭 48・6・29（民集 27 卷 6 号 737 頁）も昭和 40 年判決を参照した上で同様に判示する。

東京高判昭 53・11・21（判時 916 号 78 頁）は、被害者の保険者に対する保険金請求権の代位行使について、保険者は「自動車保険契約を締結したことにより、保険事故の発生を停止条件とする保険金請求権を取得し、本件事故発生により約定の条件が成就したとして（略）保険金を請求することができる」と判示し、前掲昭和 40 年判決とは異なる見解を採る。さらに、東京高判平 22・11・25（判タ 1359 号 203 頁）では、他人のためにする生命保険契約において保険契約者による質権設定に保険金受取人の承諾を要するかが争われた事案について、保険契約者は「本件生命保険契約に基づく保険金請求権について死亡保険金に関するものも含めて一定の処分権を有していたのであるから、保険金受取人の有していた本件生命保険契約

に基づく保険金請求権も、被保険者が死亡するまではその限度で不確定なものであって、いわば期待権に止まるというべきである」と判示する。

近時に出された裁判例としては、入院共済金請求権が破産法 34 条 2 項に該当し得るかが争われた本件類似の札幌地判 24・3・29（判時 2152 号 58 頁）があり、「保険金請求権は、保険契約締結とともに、保険事故の発生を停止条件とする債権として発生しており、保険事故発生前における保険金請求権（以下、『抽象的保険金請求権』という。）も、差押えや処分が可能であると解される。」と判示し、前掲昭和 53 年判決と同様の見解を採る。さらに、東京高決平 24・9・12（判時 2172 号 44 頁）においても同様である。

これらの裁判例によれば、その表現は異なるものの、保険金受取人は、保険事故の発生よりも前に、保険契約の効力発生時点において、条件付きの保険金請求権を取得することを認めてきたといえる。本判決においても、「第三者のためにする生命保険契約の死亡保険金受取人は、当該契約の成立により、当該契約で定める期間内に被保険者が死亡することを停止条件とする死亡保険金請求権を取得するものと解される」と判示しており、これまでの各裁判例の見解に沿うものと解することができる。

この点に関する学説としては、保険事故発生前の保険金請求権は、保険事故が発生すれば保険金の支払を受けることができる権利であって、ただちに一定額の金銭の支払を求めることができる権利ではない、いわば条件付きないし期待付きの権利であると解する見解や⁵⁾、『「一定の状態において、即ち一定の要件が備わるならば、さらに当事者の権利取得のための法律行為を要することなくして、直ちに権利を取得しうべき状態において、これを保護するために与えられる現在の権利」である期待権⁶⁾」だとする見解などが通説とされるが、これらも前掲裁判例と同様の見解だと解される。

四 保険事故発生前の保険金請求権と破産財団

前述のとおり、保険金受取人は、保険事故の発生よりも前に、保険契約の効力発生時点において、条件付きの保険金請求権を取得していると解するのが判例・通説の見解である。それをふまえて、本件で問題となった保険事故発生前に保険金受取

人について破産手続が開始された場合の保険金請求権の取扱いについて検討する。

本件においても、保険金受取人は、生命保険契約の締結により、被保険者の死亡を停止条件とする保険金請求権を取得すると判示されている。具体的な保険金請求権の発生及び取得が保険事故の発生時なのだとすれば、保険事故が破産手続開始決定後に発生した場合には、破産者たる保険金受取人の具体的な保険金請求権は破 34 条 1 項に該当せず、破産財団には属さないことになる。しかし、破 34 条は 2 項において、破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権は破産財団に属すると例外を規定している。したがって、破 34 条 2 項の適用があると、保険契約の締結が破産手続開始前であれば、具体的な保険金請求権の発生が破産手続開始決定後の保険事故によるものであったとしても、請求権発生の原因は破産手続開始前の原因に基づいているとして、当該保険金請求権は破産財団に属することとなる。破産手続開始後の保険事故発生による保険金請求権に破 34 条 2 項の適用がなければ、当該請求権は破産財団に属せず破産者の新得財産（自由財産）として破産債権者への配当原資にはならないため、破産債権者ないし破産者に大きな影響を与える。

この点について本件では、第一審から最高裁に至るまで一貫して、保険金受取人たる破産者が破産手続開始後の保険事故によって保険金請求権を取得した場合であっても、当該保険金請求権は破産財団に属すると判示しており、これは最高裁の判断としては初めてである。もっとも、従前の類似裁判例においても、前掲東京高決平 24・9・12 では、「破産手続開始決定前に成立した保険契約に基づく抽象的保険金請求権（保険事故の発生等の具体化事由が発生する前の保険金請求権）は、『破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権』（破産法 34 条 2 項）として、破産手続開始決定により、『破産財団に属する財産』（同法 156 条 1 項）になる」と判示しているほか、前掲札幌地判 24・3・29 においても、破産者の加入した生命共済の入院特約に基づく共済金請求権について、「本件入院共済請求権は、破産手続開始前に締結された本件共済契約に基づき発生したものであるから、『破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことが

ある将来の請求権』として、破産財団に属する財産であると解するのが相当である」と示しており、これまでも保険事故発生前の保険金請求権は破 34 条 2 項に該当すると解されてきた。

この点、学説においては、「将来の（保険事故）発生の可能性が低く、その財産的価値も低いこと、保険金受取人（破産者）の保護の必要性等を勘案すると、保険事故発生前の保険金請求権は破産法 6 条 2 項の『将来行うことがあるべき請求権』には含まれず、破産財団には属しないと考えるのが適当である」との見解もある⁷⁾。破 34 条 2 項が「破産手続開始前の原因に基づく将来の請求権」を破産財団に帰属させるのは、破産手続開始決定時にすでに、将来の債権発生が予想され、一定の財産的価値を有するものであることから、これを破産債権者の配当原資とするのが合理的であるからである。だとすれば、保険事故発生前の保険金請求権が、将来の発生の可能性が低く、財産的価値が微小であれば、当該請求権を自由財産としても、破産債権者の期待保護の観点からも問題は少ないだろうと解するのである⁸⁾。特に、本件のような死亡保険金請求権は、その保険事故である被保険者死亡の発生確率が極めて低く、保険事故発生前の死亡保険金請求権の財産的価値は極めて低い一方で、生命保険加入の目的は、死亡保険金を被保険者の遺族の扶養資産への引当とすることであり、死亡保険金を保険金受取人に帰属させたいという保険契約者の意思は強いと考えられる点からも、破産財団から除外すべきだと主張される⁹⁾。

五 その他の請求権と破産法 34 条 2 項

保険事故発生前の保険金請求権以外に、破 34 条 2 項適用の可否が争われた裁判例としては、退職前の退職金請求権は労働者に破産手続が開始した場合に将来の請求権として破産財団に帰属するのかが争われた福岡高決昭 37・10・25（下民集 13 巻 10 号 2153 頁）において、「退職金は、（略）労働の対価の一部として、将来の退職を条件としその退職時を履行期とする請求権であって、（略）少なくとも破産宣告時までの勤務年限に相当するものにして右割合による退職金は破産財団に属すべきものというべきである」と判示された。また、名誉毀損を理由とする慰謝料請求権について争われた最判昭 58・10・6（民集 37 巻 8 号 1041 頁）においては、「名誉を侵害されたことを理由とす

る被害者の加害者に対する慰謝料請求権は、（略）加害者が被害者に対し一定額の慰謝料を支払うことを内容とする合意又はかかる支払を命ずる債務名義が成立したなど、具体的な金額の慰謝料請求権が当事者間において客観的に確定したときは、右請求権についてはもはや単に加害者の現実の履行を残すだけであって、その受領についてまで被害者の自律的判断に委ねるべき特段の理由はないし、また、被害者がそれ以前の段階において死亡したときも、右慰謝料請求権の承継取得者についてまで（略）行使上の一身専属性を認めるべき理由がないことが明らかである」として、一身専属性が失われた慰謝料請求権は破産財団に帰属するとした。

六 帰結

本判決は、破産手続開始前に成立した第三者のためにする生命保険契約に基づいて破産者を保険金受取人とした保険金請求権は、破産手続開始決定時に保険事故発生前であっても破 34 条 2 項により破産財団に属する、との従来の裁判例の見解を最高裁として初めて明示した判決として、学説上ないし実務上において意義を有すると思われる。

●——注

- 1) 遠山優治「生命保険請求権と保険金受取人の破産」文研論集 123 号（生命保険文化研究所、1998 年）212 頁。
- 2) 大判昭 11・5・13 民集 15 巻 11 号 877 頁、最判昭 40・2・2 民集 19 巻 1 号 1 頁、大森忠夫『保険法〔補訂版〕』（有斐閣、1985 年）275 頁。
- 3) 大森忠夫「保険金受取人の法的地位」大森忠夫＝三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』（有斐閣、1958 年）4 頁。山下孝之「生命保険金請求権の処分と差押」ジュリ 751 号（1981 年）103 頁。
- 4) 大森・前掲注 3）4 頁以下、山下友信『保険法』（有斐閣、2005 年）、山下友信＝米山高生『保険法解説——生命保険・傷害疾病定額保険』（有斐閣、2010 年）294 頁、344 頁〔山野嘉朗〕等。
- 5) 中西正明『生命保険法入門』（有斐閣、2006 年）234 頁。
- 6) 山下孝之『生命保険の財産法的側面』（商事法務、2003 年）50 頁。
- 7) 遠山・前掲注 1）221 頁。
- 8) 遠山・前掲注 1）220 頁。
- 9) 遠山・前掲注 1）224 頁。